

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03(限定追加型)

(愛称: 米国株式・おまもりプラス)

【商品分類】追加型投信／海外／株式 【設定日】2025年3月28日 【信託期間】2030年4月10日まで 【決算日】原則、3月10日

運用実績

基準価額および純資産総額

基準価額	10,213円
純資産総額	28.44億円

※ 基準価額は、分配金控除後です。

期間別騰落率

	当ファンド
過去1か月間	5.71%
過去3か月間	-4.94%
過去6か月間	-6.68%
過去1年間	4.76%
過去3年間	-
過去5年間	-

設定来 2.13%

※ ファンドの騰落率は、当ファンドに分配実績があった場合に、税引前の分配金を再投資したものと計算しており、実際の騰落率とは異なります。

※ 設定来のファンド騰落率は、10,000円を基準として計算しております。

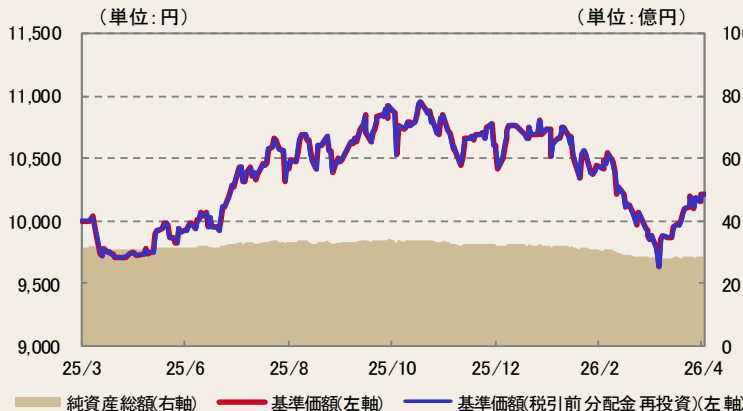
分配実績(直近5期分/1万口当たり、税引前)

2026年03月	0円
-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	0円

※ 収益分配金額は委託会社が決定します。分配を行わないこともあります。

基準価額・純資産の推移

2025/03/28~2026/04/30



※ 基準価額(税引前分配金再投資)は、分配実績があった場合に、税引前の分配金を決算日の基準価額で再投資したものと計算しております(以下同じ)。

※ 基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)の計算において信託報酬(後掲「ファンドの費用」参照)は控除されております(以下同じ)。

※ 当ファンドは、ベンチマークを設定していません。

※ 分配実績がない場合、あるいは設定来累計の分配金額が少額の場合、基準価額及び基準価額(税引前分配金再投資)のグラフが重なって表示される場合があります。

構成比率

	純資産比
プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)	97.04%
SOMPOマネー・ポートフォリオ・マザーファンド	1.11%
コール・ローン等	1.85%

投資信託証券：プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)

本項目は、パークレイズ投信投資顧問株式会社が作成したデータを掲載しております。

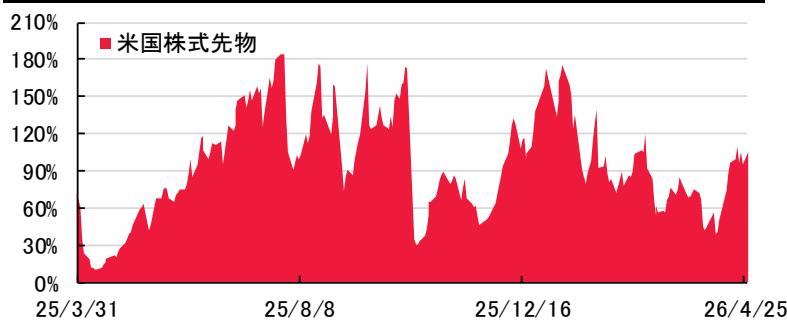
プロテクト水準

2025年3月末基準	9,000円
2026年3月末基準	8,955円
2027年3月末基準	-
2028年3月末基準	-
2029年3月末基準	-

※ プロテクト水準は、プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド(3月末ロール型)(適格機関投資家向け)における信託報酬を含む費用控除前のものになります。

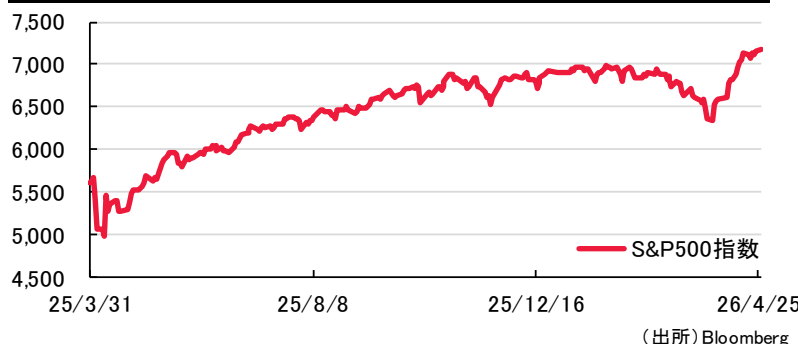
投資量の推移

2025/03/31~2026/04/27



米国株式の推移

2025/03/31~2026/04/27



プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025－03(限定追加型)

(愛称:米国株式・おまもりプラス)

ファンドマネージャーコメント

○市場動向

米国株式市場は、上昇しました。上旬には、米国とイランの一時停戦合意を手掛かりに地政学リスクへの警戒感が後退し、株価は大幅に上昇しました。中旬には、米国とイランの協議停滞やトランプ大統領によるホルムズ海峡封鎖の表明を受けた中東情勢の長期化懸念が上値を抑えたものの、AI・半導体関連銘柄を中心に買いが入ったことで、株価は一段高となりました。月末にかけては、中東情勢の先行き不透明感が意識されるなかで原油価格が高止まりしたことや米国の利下げ見通しが後退したことなどから上値の重い展開となりましたが、堅調な企業業績を背景に株価は最高値を更新して終わりました。

○運用経過

当ファンドは主要投資対象であるバークレイズ投信投資顧問が運用する「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）」投資信託証券（以下、「投資先投資信託証券」といいます。）の組入れを高位に保ちました。投資先投資信託証券では、担保付スワップ取引への投資を通じて、毎年基準日から1年間の損失の最大値を一定の水準以内になるように抑えつつ、米国株式市場の上昇を安定的に享受することを目指すプロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略へ投資を行いました。

当月のパフォーマンスは、主に米国株式市場の上昇により、ファンド全体でプラスとなりました。

○今後の運用方針

引き続き、投資先投資信託証券の組入比率を高位に保つ方針です。投資先投資信託証券においては、担保付スワップ取引への投資を通じてプロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略へ投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指します。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03(限定追加型)

(愛称: 米国株式・おまもりプラス)

ファンドの特色①

1 「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のパフォーマンスを享受することで、信託財産の成長を目指します。

- ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。
- ・ 「プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）（以下、「投資先投資信託証券」といいます。）」を主要投資対象とします。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド（3月末ロール型）（適格機関投資家向け）

- 投資先投資信託証券においては、パークレイズ・バンク・ピーエルシー（英国パークレイズ銀行）が提供する「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のリターン（損益）を享受する担保付スワップ取引※を行います。なお、担保付スワップ取引とは別に、主に国内の短期金融資産等に投資を行います。
- ※担保付スワップ取引とは、実際に対象資産を保有していなくても、相手方（主に金融機関）に対して金利等を支払う代わりに、対象資産のパフォーマンスを受け取るスワップ契約を締結することで、実質的に投資を行っているのと同等の投資効果を享受できる取引のことで。

「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」とは

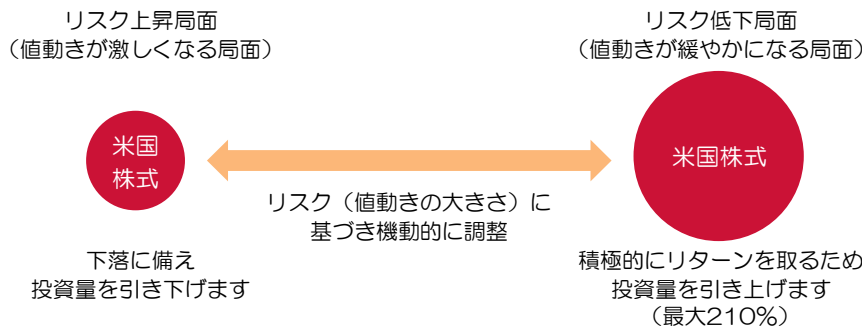
- 毎年基準日から1年間の損失の最大値を一定の水準以内になるように抑えつつ、米国株式市場の上昇を安定的に享受することを目指します。
- 「米国株式リスクコントロール戦略」を原資産とした満期1年間のコールオプションの買いポジションを1年毎に継続的に構築します。
- ・ コールオプションの想定元本は、原則として、ポジションを構築する際の投資先投資信託証券の純資産総額に対しておおよそ100%になります。

コールオプションとは

- ・ コールオプションとは、特定の価格（権利行使価格と呼ばれます）で、原資産（対象資産）を、将来の特定期日（満期日等）に「買う権利」です。
- ・ オプション取引は、資産そのものではなく、権利を売買することが特徴です。
- ・ コールオプションの買い手は、対価としてプレミアム（オプション料）を支払います。
- ・ コールオプションの買い手は、特定期日に原資産の価格が権利行使価格よりも上昇した場合、権利行使することで「上昇分-プレミアム分」の利益を得ることが出来ます。特定期日に原資産の価格が権利行使価格よりも下落した場合、権利行使放棄することで、損失はプレミアム分に限定されます。

＜「米国株式リスクコントロール戦略」とは＞

- 米国株式先物を実質的な投資対象とします。
- ボラティリティ（変動率）年率12.5%を目指し、投資量の調整を行います。
- 米国株式先物を実質的な投資対象とします。
- 変動率が年率12.5%となるように、投資量を0%から210%までの範囲内で機動的に調整し、米国株式市場のパフォーマンスを安定的に享受することを目指します。投資量が100%超となる際はレバレッジを利用しますので、レバレッジを利用しない場合に比べて、多額の損失が発生する場合があります。



- 実質組入外貨建資産は米国株式先物から生じる損益部分等のみとなります。米国株式先物から生じる損益は米ドル売り/円買いの為替取引をした場合の投資成果を日々反映しますので、為替変動リスクは限定されます。

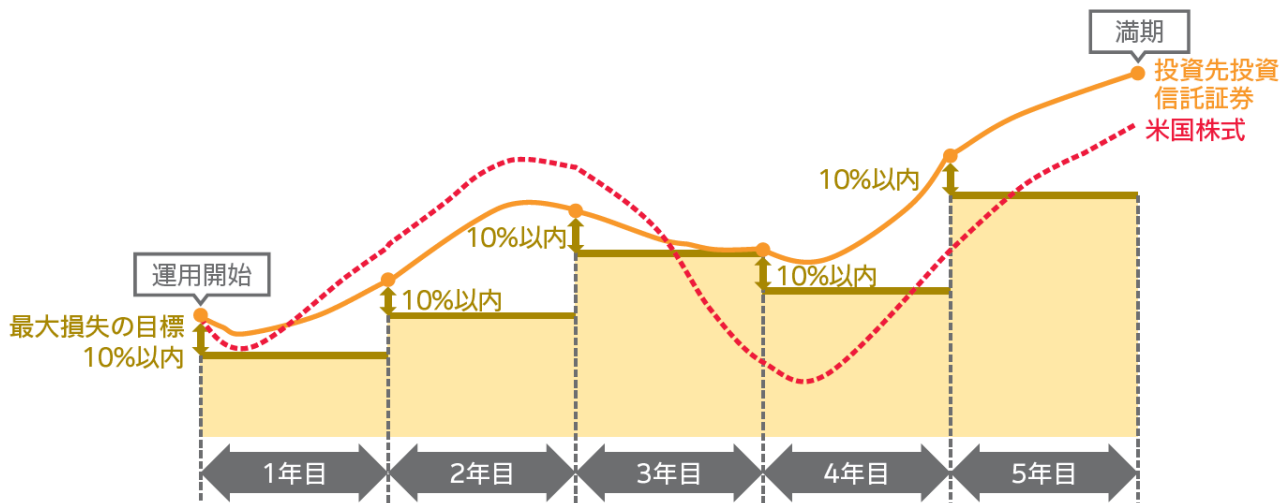
プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025-03(限定追加型)

(愛称: 米国株式・おまもりプラス)

Ⅰ ファンドの特色②

- コールオプションを活用することで、米国株式市場が大きく下落した場合においても、1年間のオプション期間中の投資先投資信託証券におけるファンドパフォーマンス（信託報酬を含む費用控除前）の最大損失を10%以内に抑制することを目指します。
- 権利行使価格は市場動向等に応じ、ポジションを構築する度に変わります。
- 支払いオプション料は1年毎に「10%+円短期金利運用利回り」※となります。
 ※担保付スワップ取引とは別に投資する国内の短期金融資産等の利回りを加算するため、投資先投資信託証券としての最大損失の目標を10%以内としています。

＜投資先投資信託証券および当戦略のイメージ図＞



※上記はあくまでイメージ図であり、投資先投資信託証券が必ず米国株式を上回る運用成果となることを約束するものではありません。また、市場環境等により、必ずしも最大損失10%以内とならない場合がありますのでご注意ください。

Ⅰ. バークレイズについて

バークレイズは、英国を本拠とし、世界中で個人向け銀行業務や各種支払いサービスを提供するほか、フルサービスの法人向け銀行業務および投資銀行業務を提供する金融機関です。

Ⅱ. バークレイズ・バンク・ピーエルシーについて

バークレイズ・バンク・ピーエルシーは、持ち株会社バークレイズ・ピーエルシーの完全子会社です。バークレイズ・バンク・ピーエルシーの主要な事業は“コーポレート・アンド・インベストメント・バンク”および“コンシューマー・カード・アンド・ペイメント”により構成されます。

- コーポレート・アンド・インベストメント・バンク
ホールセール・バンキング商品およびサービスを法人および機関投資家に対して提供しています。
- コンシューマー・カード・アンド・ペイメント
独自ブランドおよび提携ブランドによる消費者向けクレジットカード、貸付の提供、プライベートバンク事業、投資サービスおよび資産管理サービス等の提供を行っています。

Ⅲ. バークレイズ・バンク・ピーエルシーの格付

格付投資情報センター(R&I)：A+(2024年11月末時点)
 ※発行体格付を使用

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025－03(限定追加型)

(愛称:米国株式・おまもりプラス)

| 投資リスク

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、組み入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

◆ 価格変動リスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて用いる「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」においては、米国株式先物を実質的な投資対象とする「米国株式リスクコントロール戦略」を原資産としたコールオプションを購入します。株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

◆ 信用リスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて行う担保付スワップ取引は、取引の相手方の信用リスク等の影響を受けます。当該取引の相手方の倒産や契約不履行等により当初契約通りの取引が実行されない場合には、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

株式および公社債の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化およびそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式および公社債の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式および公社債の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

当ファンドは投資先投資信託証券を通じて、担保付スワップ取引を活用します。

市場環境の急変や「プロテクト水準毎年設定型・米国株式戦略」のパフォーマンス算出がなされない等の理由により、担保付スワップ取引が当該戦略のパフォーマンスと連動することが困難となった場合には、ファンドの基準価額が下落する場合があります。

◆ 投資先ファンドの戦略にかかる特有のリスク

当ファンドが投資先投資信託証券を通じて購入するコールオプションの原資産である「米国株式リスクコントロール戦略」は、変動率が年率12.5%となるように投資量が0%から210%までの範囲内で調整される戦略です。コールオプションの原資産の実質的な投資量が100%を超えている場合（レバレッジを利用する場合）は、投資量を調整しない戦略に比べて、ファンドの基準価額が大きく下落する要因となります。

◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。

為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

《その他の留意点》

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、ファンドの基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込の受付が中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻りに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

※ 後述の「当資料のご利用にあたっての注意事項」を必ずご覧ください。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025－03(限定追加型)

(愛称:米国株式・おまもりプラス)

| お申込みメモ

換金単位	販売会社が定める単位 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した額
換金代金	換金請求受付日から起算して、原則として6営業日目からお支払いします。 換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止（解約申込が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等※その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。 ※ 外国為替取引の停止、取引市場における流動性が極端に低下した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合等をいいます。以下同じ。
換金申込不可日	<申込日もしくは申込日の翌営業日が以下の日に該当する場合> ・ ニューヨーク、ロンドンの銀行の休業日 ・ シカゴ・マーカントイル取引所（CME）における株式先物取引の休業日 ・ ニューヨーク証券取引所の休業日
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※ 受付時間については販売会社により異なる場合があります。 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止（申込み・解約が一部受付となった場合を含みます。）ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、換金の受付を中止すること、および既に受けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	2030年4月10日まで（設定日 2025年3月28日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回っているとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。なお、主要投資対象とする投資信託証券のいずれかが存続しないこととなった場合には、繰上償還となります。
決算日	原則、3月10日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	毎決算時（年1回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。 販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。 各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	1兆円
公告	委託会社のホームページ(https://www.sompo-am.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	・ 課税上は株式投資信託として取扱われます。 ・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」の適用対象となりますが、当ファンドはNISAの対象ではありません。 ・ 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

プロテクト水準毎年設定型・米国株式ファンド2025－03(限定追加型)

(愛称:米国株式・おまもりプラス)

※当ファンドの募集は終了しております。

┃ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用		
購入時手数料	購入価額に 3.3% (税抜3.0%) を上限 として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価
信託財産留保額	換金請求受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% を乗じた額です。	
投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.913% (税抜0.83%)を乗じた額です。 運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。</p>	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社 年率0.30% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社 年率0.50% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社 年率0.03% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	年率0.231% (税抜0.21%) ※ 上記の信託報酬等は、本書類作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。また、上記のほか、投資対象とする投資信託証券を通じて行う、担保付スワップ取引が内包する資産の取引コストおよびバランスコスト、当該取引の一部または全部解約費用、投資信託証券の設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)、売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	<p>ファンドの純資産総額に対して概ね1.144% (税込・年率)程度となります。 ※ ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率0.913%(税抜0.83%)に投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率0.231%)を加算しております。投資信託証券の組入状況等によって、ファンドにおける、実質的に負担する運用管理費用(信託報酬)は変動します。</p>	
その他の費用・手数料	<p>以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監査費用 ・売買委託手数料 ・外国における資産の保管等に要する費用 ・信託財産に関する租税 等 <p>※ 上記の費用・手数料については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用

● 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

● 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 収益分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※ 当ファンドは少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の対象ではありません。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

●販売会社（順不同、○は加入協会を表す）

販売会社名	区分	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 資産運用業協会	一般社団法人 金融先物 取引業協会	一般社団法人 第二種金融 商品取引業協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○			
静銀ティール証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○				
南都まほろば証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第25号	○				
ひろぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第20号	○				
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○				

受益権の一部解約の実行の請求の受付、分配金・償還金および一部解約金の支払い等について扱っております。

<備考欄の表示について>

- ※1 記載の日付より新規お取扱いを開始します。
- ※2 記載の日付以降の新規お取扱いを行いません。
- ※3 新規のお取扱いを行っておりません。

<ご留意事項>

- ・上記掲載の販売会社は、今後変更となる場合があります。
- ・上記掲載以外の販売会社において、お取扱いを行っている場合があります。
- ・詳細は販売会社または委託会社までお問い合わせください。

●委託会社・その他の関係法人

委託会社	<p>ファンドの運用の指図を行います。</p> <p>SOMPOアセットマネジメント株式会社</p> <p>金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号）</p> <p>加入協会 一般社団法人資産運用業協会</p> <p>ホームページ : https://www.sompo-am.co.jp/</p> <p>電話番号 : 0120-69-5432 ●リテール営業部</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管及び管理を行います。</p> <p>野村信託銀行株式会社</p>

当資料のご利用にあたっての注意事項

- ◆ 当資料は、SOMPOアセットマネジメント株式会社が受益者の皆様への情報提供のみを目的として作成したものであり、投資信託の販売を目的とするものではありません。また、法令に基づく開示書類ではありません。
- ◆ 当ファンドは、値動きのある証券に投資しますので、基準価額は大きく変動します。また、外貨建て資産に投資する場合には、為替リスクがあります。投資信託は、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。
- ◆ 信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。投資に関する最終決定はご自身の判断でなさるようお願い申し上げます。
- ◆ 投資信託は、預金や保険契約と異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ◆ 登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- ◆ 当資料に記載されているグラフ・数値等は過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。分配金に関しては、運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。
- ◆ ファンドマネージャーのコメント、方針、その他の予測数値等については、作成時点での投資判断を示したものであり、将来の市況環境の変動等により、当該運用方針やその他予測数値等が変更される場合があります。また、記載した内容は、将来の市況環境の変動等を保証するものではありません。
- ◆ 当資料に記載されている各数値は四捨五入して表示していることがありますので、誤差が生じている場合があります。
- ◆ 当資料に記載されている各事項につきましては、正確性を期しておりますが、その正確性を保証するものではありません。当資料に記載の当社の意見等は予告なく変更することがあります。